

質問番号	質問事項	回答
1	<p>【実施要領】</p> <p>ヒアリング(2次選考)は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止とする、もしくは追加資料の提出等に代える可能性はありますでしょうか。その場合、通知はいつごろ行うことを想定されていますでしょうか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、2次選考については当初予定していたヒアリングの実施方法を変更する可能性があります。この場合の具体的な方法については、令和2年5月15日(金)までに、参加申請をいただいた事業者に対し電話及び電子メールで連絡します。</p>
2	<p>【実施要領】</p> <p>実施要領「3 参加資格」において、「(6)平成 22年4月1日以降に、劇場・ホールの整備または再整備における基本構想、基本計画策定を支援する業務を元請として完了した実績を有すること。」とありますが、共同企業体の代表企業として受託した業務は、実績として認められるでしょうか。</p>	<p>実績として認めます。</p>
3	<p>上記の参加資格において、未完了(2020年6月末完了予定)の業務は実績として認められるでしょうか。</p>	<p>未完了の業務は実績として認めません。</p>
4	<p>上記の参加資格において、既存のホール等の大規模な改修計画は、業務の実績として認められるでしょうか。</p>	<p>実績として認めます。</p>
5	<p>【実施要領】</p> <p>静岡市民文化会館再整備方針検討業務受託者は、本プロポーザルに応募できないという理解でよろしいか。</p>	<p>応募可能です。</p>

<p>6</p>	<p>【実施要領】 複数の法人による共同事業体で応募することは不可か。</p>	<p>プロポーザルについては、単体企業で参加申請を行ってください。なお、単体企業で実施要領の「3 参加資格」(1)から(8)までのすべての要件を満たしている必要があります。ただし、単体企業で共同事業体の代表企業として受託した業務の実績については、質問番号「2」の回答のとおりです。</p> <p>なお、第三者委託に関する規定は、静岡市民文化会館基本計画等策定業務契約書(案)第12条の規定のとおりです。</p> <p>【参考:契約書(案)抜粋】 (権利義務の譲渡等の禁止)</p> <p>第12条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。</p> <p>2 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。</p> <p>3 乙は、前項ただし書きの規定によりあらかじめ甲の承認を受けたときは、再受託者等との契約書等に第9条から前条までの規定を準用する旨を明記しなければならない。</p> <p>4 乙は、前項の再委託等の契約を締結した後、速やかに当該契約書等の写しを甲に提出しなければならない。</p>
<p>7</p>	<p>【実施要領】 弊社は、新型コロナウイルス感染症に関連する政府等の在宅勤務等の推進に関する要請により、現在全事業所を閉鎖しております。かかる要請期間内においては、参加申請書等の提出、企画提案書等及び見積書の提出につき、i)捺印の省略、ii)電子データ(PDF形式等)による提出をお認めいただけませんでしょうか。</p> <p>政府等の要請の解除後、あるいは提出期日までに政府等の要請が解除された場合は、捺印のうえ紙媒体にて書類を提出いたします。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、「6 提出書類等」に記載の提出書類に関し、郵送(書留郵便に限る。)又は持参によって提出できない場合は、当該書類をPDFファイルに変換し、電子メールにて静岡市文化振興課へ提出してください(提出先メールアドレス:bunka@city.shizuoka.lg.jp)。提出に当たっては、電子メールの表題を「静岡市民文化会館基本計画等策定業務について(社名)」とし、提出書類にパスワードを設定の上、送信をお願いします。当該パスワードについては、提出書類の送信と同時に別電子メールにて、表題を「パスワードについて(社名)」として文化振興課へ送信してください。また、電子メールの本文には、必ず連絡の取れる担当者の氏名・電話番号・E-mail アドレス等を記載してください。電子メールを送付した時は、その旨を文化振興課に電話連絡し、到着確認を行ってください。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により、代表者印が押印できない書類については、押印をせずご提出ください。押印が必要な書類については、選定された契約予定者に改めてお伝えします。</p>

<p>8</p>	<p>【実施要領】</p> <p>6 提出書類等(2)参加申請書等の提出</p> <p>① 提出書類</p> <p>カ 納税証明書(直近のもの)</p> <p>キ 一級建築士事務所登録証明(通知書等)(直近のもの)</p> <p>上記の書類の「直近のもの」につき、ご指定の期間がありますでしょうか。</p> <p>弊社は、新型コロナウイルス感染症に関連する政府等の在宅勤務等の推進に関する要請により、現在全事業所を閉鎖し、全職員の業務による外出を禁止しております。「直近のもの」に関連し、弊社が交付を受けている書類の交付日付が貴市ご指定の期間外である場合、現状では新たにご指定の期間内の書類の交付を請求することができません。つきましては、現在交付を受けている書類をいったん提出することをお認めいただけませんかでしょうか。</p> <p>政府等の要請の解除後、あるいは提出期日までに政府等の要請が解除された場合は、ご指定の期間に交付を受けた書類を提出いたします。</p>	<p>「直近のもの」は、提出日から3か月以内に発行されたものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により「直近のもの」が提出できない場合は、現在交付を受けている提出可能な書類(コピー可)を提出してください。提出可能となった場合に、改めて提出をお願いします。</p>
<p>9</p>	<p>【実施要領】</p> <p>弊社は、新型コロナウイルス感染症に関連する政府等の在宅勤務等の推進に関する要請により、全職員の業務による外出を禁止しております。かかる要請期間内にヒアリングが開催される場合、WEB 会議システム又はメールによる受審をお認めいただけませんかでしょうか。</p> <p>なお、ヒアリング開催日までに政府等の要請が解</p>	<p>質問番号「1」の回答のとおりです。</p>

	除された場合は、実施要領に記載の実施方法により受審させていただきます。	
10	【仕様書】 「中間報告を行うこと」とありますが、提出方法等について記載がありません。中間報告はデータ等によるものでよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、DVD等の記録媒体による提出を想定しております。
11	【仕様書】 6(3)③市場調査の実施の項に、「ヒアリング等を行い分析する」とありますが、「等」にはアンケートによる市場調査を含むものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	【仕様書】 6(5)①関係者意見の聴取とありますが、具体的な聴取先、聴取件数などの想定があればお示しください。	提案にお任せしますが、昨年度の静岡市民文化会館再整備方針において、市内の公立劇場・ホール運営者、市内文化団体、地元プロモーター、全国プロモーター、文化会館利用団体(プロの劇団等の上演団体)の10者(市内8者、首都圏2者)について意見聴取を行っております。本業務についても同程度の聴取先を想定しておりますが、聴取先及び聴取件数については落札者と協議により決定します。
13	【仕様書】 9 提出書類及び納品等 (1)にある業務報告書は、「(2)製本による報告書」の内容及び検討経緯、協議録等を取りまとめたものを製本1冊及びデータ一式納付するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	【仕様書】 製本による報告書は、記載の条件を満たせば簡易製本等によるものとし、いずれもくみ製本等までは求めていないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

15	<p>【見積書】 見積書には押印が必要か。</p>	<p>質問番号「7」の回答のとおりです。</p>
16	<p>【その他】 本業務の受託者は、本件に関わる来年度以降の業務(設計、施工等)には、受託者としても共同事業体としても、関われないという理解でよろしいか。 また、民間活力導入が決まった場合、事業者(共同企業体の構成員を含む)として応募はできないという理解でよろしいか。</p>	<p>今後の設計、改修工事方法等が未定のため、現時点においてはいずれの場合も制限を設ける予定はありません。なお、協力企業に再委託をした場合、当該協力企業についても同様です。</p>
17	<p>【契約書案】 第12条2項において、貴市の承認を受けて一部業務を協力企業に再委託した場合、当該協力企業は次年度以降の設計者もしくは民間活力導入事業の事業者選定において応募者となることは可能という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>質問番号「16」の回答のとおりです。</p>